創業希望者や市内事業者に対する支援などをご紹介します

申問商工観光課【①②③④について】☎0176-51-6773、【⑤について】☎0176-51-6771

❶ 創業支援・空き店舗等活用事業

市内の空き店舗などを活用し事業を開始する個人または法人に改修工事費の一部を補助します。

対象物件　市内で１カ月以上営業が行われていない空き店舗・空き事務所・空き家

対象事業　製造業、卸売業、小売業、サービス業（宿泊・飲食業含む）、コミュニティビジネス（ＩＴ関連含む）など

対象要件　２年以上継続して営業することが見込まれることなど（改修工事着工前に要相談）

対象経費　店舗の改修工事に係る費用など（備品などの購入費用は除く）

補助金額　改修工事費の2分の1（一部区域に限り3分の2）
※次の❶～❸の場合で上限額が異なります。
❶市外から転入などした人で店舗面積が200㎡以上（上限300万円）
❷市外から転入などした人で店舗面積が200㎡未満（上限150万円）
❸上記以外のもの（上限50万円）

▲詳しくはこちらから

❷ 創業について個別相談できます

と　き　毎月第２・４木曜日（休日の場合はその前日）午前10時～午後４時

ところ　地域交流センター「とわふる」

応対者　シニア・インキュベーション・マネジャー　鎌田 直人さん

相談内容　構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、伴走型での相談

◆対象要件など詳しくはお問い合わせください。
◆いずれの補助金・奨励金も原則、先着順で予算の範囲内となります。申請書は商工観光課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

❸ 若年者等人材育成支援事業補助金

対　　象　市内に事業所を有する法人、または市内に住所および事業所を有する個人で、４月１日時点で18歳以上40歳未満の従業員に、業務に必要な資格や免許取得のための研修などを受講させる者

対象経費　法人などが負担した受験料や受講料
※資格などを取得する場合は合格した場合のみ対象
※従業員１人につき１種類

補助金額　対象経費の２分の１（上限10万円）

▲詳しくはこちらから

❹ ＵＩＪターン移住就職奨励金

対　　象　市外で１年以上住所を有した後、令和６年10月１日以降に本市に転入し、令和７年１月１日以降に市内事業所に就職し３カ月経過した個人

奨励金額　10万円

▲詳しくはこちらから

❺ インバウンド受入環境整備事業補助金

インバウンド受け入れ環境の整備に要する経費の一部を補助します。

対　　象　市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する法人または個人（対象事業：宿泊業・製造業・飲食業・観光業・交通事業・小売業・商店街組織など）

対象経費　無料Wi-Fi利用環境の整備、パンフレットやホームページの多言語化、電子決済システムの導入など

補助金額　対象経費の２分の１（上限100万円）

▲詳しくはこちらから

デジタル化導入支援補助金

申問情報政策課☎0176-51-6711

対象　次の要件を全て満たす法人または個人
▶市内に事業所を有すること　▶今後も市内において事業を継続する意思があること　▶市区町村税に滞納がないこと　▶過去に「デジタル化導入支援補助金」を利用したことがある場合、同一事業での申請でないこと

申込期限　令和８年２月13日㈮
※申請前に要相談
（市LINEによる予約制）
※補助決定は先着順・予算の範囲で実施

内容

対象事業	補助率	補助上限額
Wi-Fi利用環境の整備	対象経費の２分の１	５万円
リモート会議システムの整備		10万円
業務改善ソフトウェアの導入		
電子決済端末の購入	対象経費の３分の２	
ECサイト・ホームページの導入 New!		
デジタル人材育成・IT研修の実施 New!		

全ての事業を利用すると最大で**55万円**の補助が受けられます

◀詳しくはこちらから